

春日苑障がい者生活支援センター運営規程（指定特定相談支援・指定障害児相談支援）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会（以下「事業者」という。）が開設する春日苑障がい者生活支援センター（以下「事業所」という。）が行う障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業（以下「事業」という。）は、当該事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理・運営に関する事項を定め、事業所の相談支援専門員（以下「従業者」という。）が、適正な事業の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、指定計画相談支援を利用する障がい者及び指定障害児相談支援を利用する障がい児（以下「利用者」という）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な福祉サービスを行う者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して事業を行うものとする。

2 事業所は、指定計画相談支援を利用する障がい者及び指定障害児相談支援を利用する障がい児及び障がい児の保護者（以下「利用者等」という）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立った事業の提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

4 事業所は、市町村、福祉サービスを行う者等と連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。

5 事業所は、自らその提供する事業の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

6 前各項のほか、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 春日苑障がい者生活支援センター

（2）所在地 春日井市廻間町字神屋洞 703 番地 1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1名

管理者は、従業者の管理、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の利用申し込みに

係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、当該事業者は、この規程及び関係法令等の規定を順守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員 1人以上

相談支援専門員は、相談支援専門員は生活全般に関する相談、サービス等利用計画の作成に関する業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、建国記念の日、春分の日、昭和の日、憲法記念日、海の日、山の日、秋分の日、体育の日、勤労感謝の日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の提供方法及び内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 基本相談支援に関する業務

地域の障がい者の福祉に関する各般の問題につき、障がい者の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整、その他の必要な便宜を総合的に供与する。

(2) サービス利用支援に関する業務

ア 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者等の希望等を踏まえて作成するように努める。

イ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにする。

ウ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援に加えて、その他の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動への参加も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努める。

エ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定地域相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

オ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を

通じて利用者等の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行う。

カ 相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。

キ 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービスを提供する上での留意事項、厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成する。

ク 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得る。

ケ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付する。

コ 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等、指定地域相談支援事業者、その他の者との連携調査等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、サービス担当者会議に出席する担当者から、専門的な見地からの意見を求める。

サ 相談支援専門員は、前号のサービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得る。

シ 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及びサービス担当者会議に出席した担当者に交付する。

(3) 継続サービス利用援助に関する業務

ア 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。（以下「モニタリング」という。））を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行う。

イ 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、厚生労働省令で定める期間ごとに居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録する。

(4) 前各号に掲げる業務に附帯する便宜

前各号に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行うものとする。

(指定障害児相談支援事業の内容)

第7条 前条の規定は、事業所で行う指定障害児相談支援事業の内容について準用する。この場合において、「サービス等利用計画案」とあるのは「障害児支援利用計画案」と、「サービス等利用計画」とあるのは「障害児支援利用計画」と読み替えるものとする。

(事業を提供する主たる対象者)

第8条 事業所において事業を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障がい者
- (2) 知的障がい者
- (3) 精神障がい者
- (4) 障がい児
- (5) 難病等対象者

(利用者等から受領する費用及びその額)

第9条 事業者は、法定代理受領を行わない事業を提供した際は、利用者等から障害者総合支援法第51条の17第2項又は児童福祉法第24条の26第2項の規定により算定された相談支援給付費の額の支払いを受けるものとする。

- 2 第11条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、別表1のとおり徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者等に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。
- 4 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、利用者等に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(給付費の額に係る通知等)

第10条 事業所は、法定代理受領により市町村から指定計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費の支給を受けた場合は、利用者等に対し、当該利用者等に係る指定計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費の額を通知するものとする。

- 2 事業所は前条の第1項の法定代理受領を行わない指定計画相談支援及び指定障害児相談支援に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域は、春日井市とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 12 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、相談支援専門員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、相談支援専門員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 1 回以上）実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 成年後見制度の利用支援

(苦情解決)

第 13 条 提供した事業に関する利用者又はその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した事業に関し、障害者総合支援法第 10 条第 1 項及び児童福祉法第 57 条の 3 の 2 第 1 項の規定により、市町村が行う報告、文書及びその他の物件の提出若しくは掲示の命令、当該職員からの質問若しくは事業所の設備、帳簿類及びその他の物件の検査又は利用者若しくはその家族からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供した事業に関し、障害者総合支援法第 11 条第 2 項及び児童福祉法第 57 条の 3 の 3 第 4 項の規定により、都道府県が行う報告、事業の提供の記録、帳簿書類及びその他の物件の提出若しくは提示の命令、当該職員からの質問又は利用者若しくはその家族からの苦情に関して、都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 提供した事業に関し、障害者総合支援法第 51 条の 27 第 2 項及び児童福祉法第 24 条の 34 第 1 項の規定により、市町村長が行う報告、帳簿書類及びその他の物件の提出若しくは提示の命令、当該職員からの質問、事業の設備、帳簿書類及びその他の物件の検査又は利用者若しくはその家族からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が、同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(従業者の研修)

第 14 条 事業所は、従業者の資質の向上を図るための研修会の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証及び整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内
- (2) 継続研修 施設内研修 2 月に 1 回、施設外研修 年に 1 回

(その他運営についての重要事項)

第 15 条 事業所は、利用者等に対し適切な事業を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 事業者は、利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、当該事業を提供した日から 5 年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

(平成 30 年 9 月 1 日改正)

この改正は、平成 30 年 9 月 1 日から適用する。

(令和 3 年 1 月 1 日改正)

この改正は、令和 3 年 1 月 1 日から適用する。

(令和 4 年 6 月 1 日改正)

この改正は、令和 4 年 6 月 1 日から適用する。

(令和 6 年 2 月 1 日改正)

この改正は、令和 6 年 2 月 1 日から適用する。

別表 1

距離	金額
事業所の実施地域を越えた地点から片道 10km 未満	500 円
事業所の実施地域を越えた地点から片道 10km 以上	1,000 円

※ ただし、サンホーム豊田が行っていた特定相談支援事業からの移行者については、通常の事業実施地域での提供とみなす。